

自然再生専門家会議の開催について

平成15年10月16日

環境省

農林水産省

国土交通省

1 目的

自然再生推進法（平成14年法律第148号。以下「法」という。）第9条第6項に基づき主務大臣が自然再生事業の実施に関する計画に関し必要な助言をする場合又は法第17条第1項に基づき自然再生推進会議において連絡調整を行う際に、法第9条第6項又は法第17条第2項に基づきその意見を聴くため、環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 委員

委員は、自然環境に関し専門的知識を有する者のうちから、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が共同で委嘱する。

3 委員長

- （1）会議に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- （2）委員長は、会務を総理する。
- （3）委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 会議の公開

会議の議事は、原則公開とする。

5 事務局

会議の事務局は、環境省、農林水産省及び国土交通省が共同で務める。

6 雑則

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。